

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 策定の趣旨

四街道市教育委員会（以下「市教育委員会」という）では、平成25年3月に「四街道市教育振興基本計画」（以下「第1期計画」という）を策定し、『明日を切り拓く、心豊かでたくましい人づくり』を基本理念に、「知・徳・体の調和のとれた教育の推進」「心と体の育成を根本とする子育ての推進」「生涯を充実して生きていくための資質・能力の向上」「社会の形成者となる有為な人づくり」「家族を愛し、郷土や国を誇りに思う心の育成」を目標に掲げ、「四街道市の教育が目指す姿」の実現に向けた取組を進めています。

平成31年3月には、第1期計画の前期6年間の実績を踏まえつつ、教育をめぐる社会変化や、学校教育、家庭教育、生涯学習、芸術文化、スポーツ等の各分野における本市の実情に対応した施策を「後期計画」として定め、着実な進展を図ってきました。

この間、全国では、人口減少や高齢化が顕著となる一方で、グローバル化や地球規模の課題等が進行し、変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の時代と称される、先行きが不透明で、将来の予測が困難な未来を迎えようとしています。

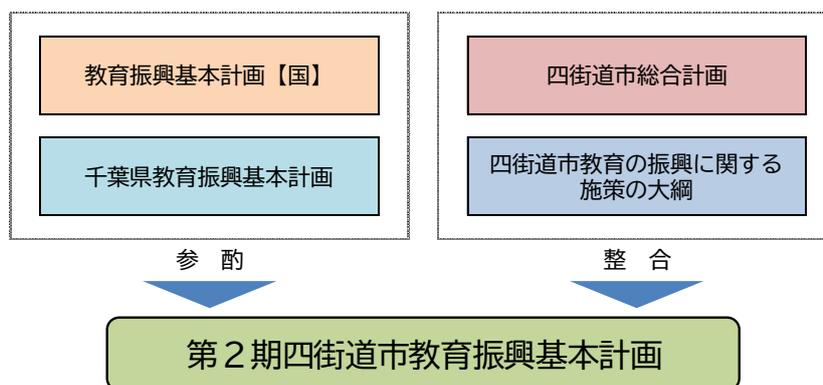
今、学校で学ぶ子どもたちが、社会の中心となって活躍する20年後の社会は、これまでの日本社会の慣習や制度の延長上では対応できない段階にまで至ることが想定され、正に歴史の転換点に立っている状況と言えます。

変化し続ける社会において、一人一人の豊かで幸せな人生と持続可能な社会の実現に寄与するため、市教育委員会では、令和5年度をもって終了する第1期計画の施策を継承・発展させながら、社会状況の変化や直面する課題等を踏まえた新たな時代に対応した教育を目指して、「第2期四街道市教育振興基本計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するものです。

国及び県の「教育振興基本計画」の趣旨を参酌するとともに、市の最上位計画である「四街道市総合計画」及び市長が定める「四街道市教育の振興に関する施策の大綱」と整合を図るものとします。



### 3. 計画の期間

本計画の対象期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

計画名等	令和										(年度)
	5 2023	6 2024	7 2025	8 2026	9 2027	10 2028	11 2029	~	25 2043		
第2期四街道市教育振興基本計画											
四街道市総合計画	基本構想										
	第1期基本計画										
四街道市教育の振興に関する施策の大綱											

### 4. 計画の策定体制

本計画の策定に当たり、市内小中学校の児童生徒・保護者・教職員、市内幼稚園・認可保育所（園）等の保護者、市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

また、地方自治法（第138条の4第3項）に基づく附属機関として、有識者や公募の市民等を構成員とする「四街道市教育振興基本計画策定委員会」を設置し、客観的かつ多様な視点から議論を重ねるとともに、四街道市市民参加条例（第7条第1項）に基づく意見提出手続（パブリックコメント）を通じて市民意見の反映に努めました。

市教育委員会内では、四街道市教育振興基本計画策定本部要領（第1条及び第5条第1項）に基づく庁内組織として「四街道市教育振興基本計画策定本部」及び「作業部会」を設置し、計画の素案を作成しました。

市総合計画との整合について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第1条の4）に基づき設置する「四街道市総合教育会議」での協議を経て、市長と市教育委員会の間で教育政策の方向性を決定・共有しました。

